

議案第48号

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年12月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(授業を行わない日の勤務)</p> <p>第21条 教職員は、休日、休日の代休日その他正規の勤務時間において勤務することを要しない期間</p> <p>_____（以下「休日等」という。）及び週休日_____を除外し、授業を行わない日においても勤務すべきものとする。</p> <p>(代休日等)</p> <p>第25条の2 省略</p> <p>2 校長が指定する教頭は、休日に教育職員（管理職手当を受ける者及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者を除く。）を勤務させた場合（前項の代休日を付与</p>	<p>(授業を行わない日の勤務)</p> <p>第21条 教職員は、休日、休日の代休日、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第10条の2第1項に規定する超勤代休時間、教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第8条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（以下「休日等」という。）及び週休日_____を除き、授業を行わない日においても勤務すべきものとする。</p> <p>(代休日等)</p> <p>第25条の2 省略</p> <p>2 校長が指定する教頭は、休日に教育職員（管理職手当を受ける者</p> <p>_____を除く。）を勤務させた場合（前項の代休日を付与</p>

する場合を除く。)には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該日から起算して7日を超えない日において与えなければならぬ。

3 校長が指定する教頭は、教職員に超勤代休時間を指定することができる。

する場合を除く。)には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該日から起算して7日を超えない日において与えなければならぬ。

3 校長が指定する教頭は、職員に超勤代休時間を指定することができる。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

#### 議案説明

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第46号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

## 愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則（案）の概要

### 1 改正理由

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第46号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

### 2 改正内容

条例改正による指導改善研修被認定者に係る勤務条件の変更を踏まえ、所要の規定整備を行う。

#### (1) 授業を行わない日の勤務（第21条）

新たに指導改善研修被認定者に係る超勤代休時間の規定が設けられたため、勤務を要しない期間等を包括的に定める。

#### (2) 代休日等（第25条の2）

ア 休日の勤務に対応する有給休暇の付与対象から指導改善研修被認定者を除外する。（第2項）

イ 超勤代休時間の対象者を「職員」から「教職員」に改める。（第3項）

### 3 施行期日

令和8年1月1日